

国の手続のオンライン利用に関する御意見・情報提供のお願い

1 氏名等

(1) 氏名・法人名・団体名（法人又は団体の場合は、名称及び代表者氏名を御記入ください。）	一般社団法人 新経済連盟
(2) 連絡先	電話番号
	メールアドレス

2 別表の国の行政手続に関してオンライン申請を利用したことがある場合、次の事項についてお聞かせください。

(1) オンライン申請の利便性の向上が必要だと思う手続名又は分野（複数回答可）は何ですか。	登記、国税、社会保険・労働保険
(2) 上記手続又は分野のオンライン申請の具体的な問題点・改善点等は何ですか	<p>① 登記・供託オンライン申請システム、e-tax、el-tax、e-gov などにおいて動作環境として求められる OS が限定されている。</p> <p>② 例えば e-tax による確定申告の場合、住基カード及び格納された電子証明書が必要となるが利用が浸透していない。</p> <p>③ 法人によるオンライン手続きの場合、電子証明書の取得が前提となるが、登記所での電子証明書の発行に手数料がかかり、また発行申請から取得までの手続きがオンライン上で完結されない。また、登記事項変更の都度、電子証明書の再取得も必要となる。このため電子証明書自体の活用が進んでいない。</p> <p>④ API を活用し行政手続きと連携する民間のクラウドサービスの場合、IC カードを前提とした個人や法人の認証（例えば住基カードおよび格納された電子証明書）にアクセスすることができない。このため現在の方針のままでは API の活用が進まないおそれがある。</p>
(3) オンライン申請がより広く利用されるために必要と考えられることがありますか。	<p>* 上記(2)の①～④に対応</p> <p>① 利用者側の OS、また PC・モバイル・タブレットなどデバイスも多様化していることから、特定の OS やデバイスに限定しないシステムとすべき。</p> <p>② マイナンバー制度利活用の観点から、国民が利用する様々な OS、また PC やスマートフォンなど様々なデバイスから公的個人認証サービス（電子証明書）が利用できる環境を目指すべき。</p> <p>③ 電子証明書発行の無料化、オンライン化を進めるべき。さらにマイナンバー制度における法人番号の活用の観点から、法人番号と紐づく認証制度について</p>

	<p>ても検討されるべき。</p> <p>④行政のオンライン手続きの API と連携する民間クラウドサービスが容易にアクセス可能な、OS やデバイスに依存しない認証システムを IC カードによる認証の代替として検討すべき。</p>
(4) オンライン申請を利用して良かった点 (メリット等) がありますか。	
(5) 受付窓口システムにおけるオンライン申請の方法は分かりやすいですか。分かりにくいところがあれば、それは具体的にどのようなことですか。	
(6) オンライン申請を利用して最近良くなったと感じる点がありますか	
(7) その他の御意見・御要望	<p>ア. 「改善促進手続」のうちオンライン利用率が高いものは士業者による代行申請が進んでいる分野であり、必ずしも個人や一般事業者による直接申請が進んでいるわけではない。国民の利便性向上の観点から、直接申請におけるオンライン利用率の向上も KPI とすべき。</p> <p>イ. 手続きのオンライン化と合わせてワンストップ化を進めるべき。例えば会社設立の際には法務局、税務署、自治体、年金事務所等の各窓口での手続きが必要となるが、オンライン上でのワンストップ手続きを実現すべき。</p> <p>ウ. 商業・法人登記のオンライン化と合わせて、公証役場による電子定款の認証の手続きにおいても請求から受領までをオンライン化すべき。</p> <p>エ. 総務省によれば国民や企業による利用頻度の高い重点手続のオンライン利用率(2013 年)は 46.2%となっている。世界最先端 I T 国家実現に向けて高い目標設定をすべき。</p> <p>【参考】新経済連盟として以下のような KPI を提言している。</p> <p>○2013 年度 46.2%→2020 年度 70%</p> <p>*自由民主党 経済好循環実現委員会 (2015 年 5 月 14 日) 発表資料『Japan Ahead』より</p>

(注) 記入欄は、必要に応じ、広げて使用してください。

- 3 別表の国の手続につき、オンライン申請を利用しようと考えているがまだ実際には利用していない、又は利用途中でオンライン申請を止めたことがある場合、次の事項についてお聞かせください。

(1) 利便性の向上が必要だと思う手続名又は分野 (複数回答可) は何ですか。	
---	--

(2) オンライン申請の受付窓口システムの Web サイトを知っていますか。	
(3) まだ、オンライン申請を利用していない理由、又は利用途中で止めた場合の理由は何ですか。	
(4) オンライン申請がより広く利用されるために必要と考えられることは何ですか。	
(5) その他の御意見・御要望	

(注) 記入欄は、必要に応じ、広げて使用してください。

- お寄せいただいた御意見情報及び個人情報等につきましては、本調査以外の目的には使用せず、法令等（※）に基づいて適切に取り扱います。

※ 国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 100 条（守秘義務）、第 109 条（守秘義務違反の罰則）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）、総務省プライバシーポリシー

具体的には、氏名及び連絡先は、御提出いただいた御意見・情報について、総務省から照会させていただく場合に限って使用させていただきます。また、御提出いただいた御意見・情報については、必要に応じ公表することがあります。

- なお、御意見・情報に対する個別の回答は行いませんので、あらかじめ御了承ください。

【御提出先】

電子メールを利用する場合	sokushin.ap@soumu.go.jp
電子政府の総合窓口 [e-Gov] を利用する場合	http://www.e-gov.go.jp/ 「パブリックコメント」のページから本案件を選択いただき、「意見提出フォーム」の「提出意見」欄に、この様式の質問事項への御回答を、直接御入力ください。